

郵政民営化委員会（第192回）議事録

日 時：平成30年10月25日（木）9：30～10：10

場 所：永田町合同庁舎3階 郵政民営化委員会室

出席者：岩田委員長、米澤委員長代理、老川委員、三村委員

株式会社かんぽ生命保険 加藤常務執行役、内木場常務執行役、宍戸商品開発部長

○岩田委員長

それでは、ただいまより「郵政民営化委員会」第192回を開催いたします。

本日、委員5名中4名の出席をいただいておりますので、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従い、議事を進めてまいります。

10月16日に、かんぽ生命保険から、金融庁長官と総務大臣に対して、新規業務の認可申請があり、10月17日に当委員会に意見の求めがありました。

本日は、かんぽ生命保険から、本件認可申請に係る新規業務の内容について、説明を伺うこととしたいと思います。

かんぽ生命保険から、認可申請された新規業務の内容について御説明をいただき、その後、質疑を行いたいと思います。

かんぽ生命保険、内木場常務執行役、加藤常務執行役、宍戸商品開発部長から、25分程度で御説明をお願いいたします。

では、よろしくをお願いいたします。

○内木場常務執行役

よろしく申し上げます。

かんぽ生命保険で商品開発を担当しております、内木場でございます。本日は、お時間をいただきまして、ありがとうございます。

これから、先週10月16日に認可申請をさせていただきました、引受基準緩和型商品及び先進医療特約の創設につきまして、御説明をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

資料の1ページをお開きください。

まず、「認可申請の概要」でございます。

今回の認可申請の内容でございますが、三点、「引受基準緩和型終身保険等の創設」、「引受基準緩和型総合医療特約の創設」、「先進医療特約の創設」の3つとなります。

まず、一点目、二点目の「引受基準緩和型商品」についてまとめて概要を御説明します。

御承知のとおり、終身保険及び養老保険はユニバーサルサービスの対象となっている商品でございますが、現行の商品は、健康なお客様向けの商品でございますので、お客様の健康上の理由から御加入できないケースがございます。

また、そういったお客様は、医療保障の必要性が高いといった傾向もございます。

そこで、今回、終身保険、養老保険及び疾病による入院等を保障する総合医療特約について、お客様に広く保障を提供できるよう、引受基準を緩和し、その商品特性に応じて保障内容を一部変更しました商品を創設するものでございます。

なお、下の注にありますとおり、※2でございますが、引受基準緩和型商品は、既に多くの生命保険会社に取り扱っている商品でございます。生保市場では、一般的な商品でございます。

次のページをお開きください。

次に「先進医療特約」についてでございます。

御承知のとおり、2006年の先進医療制度の創設以降、先進医療の実施件数は、年々増加傾向にあります。御承知のとおり、先進医療にかかる技術料は公的医療保険制度の給付対象外であり、全額自己負担となりますので、患者様の経済的な負担が過大となる傾向がございます。

そこで、技術料負担に備えたいというお客様ニーズにお応えし、医療保障におけるお客様の利便性をさらに高めるため、先進医療を保障する特約を新たに創設したいというものでございます。

なお、医療保障ニーズがあるお客様向けの商品では、基本的な医療保障であります総合医療特約を提供しておりますので、この付加をすることを、今回の先進医療特約の加入条件としております。

また、先進医療特約は、これも多くの生命保険会社が既に取り扱っている商品でございます。生命保険市場では一般的な商品でございます。

次のページから、具体的な商品内容について御説明をさせていただきます。

まず、引受基準緩和型商品の内容についてでございます。

下の方の図に、赤い印刷でお示ししましたのが、今回の引受基準緩和型商品、下段が、青い印刷で示しました従来型商品の仕組みでございますので、比較をしながら御覧いただければと思います。

まず、赤い部分の一番左側になりますが、健康上の理由から、従来商品に御加入いただけなかったお客様、リスクの高い被保険者を対象に三つの告知だけで引受けの可否を決める引受基準を緩和した商品を開発します。

三つの告知事項に、いずれも「いいえ」とお答えいただいたお客様に原則として御加入いただくといった商品でございます。

上段の赤いところ、真ん中部分に終身保険の例、具体的には、終身保険に総合医療特約を付加した場合の保障内容を示させていただいております。

ここに※1という付記がありまして、角が少し欠けたような形になっているところがございますが、この保険におきましては、終身保険、総合医療特約ともに加入後、1年間は原因を問わずに、保険金を半額に抑えさせていただくという取扱いになっております。

また、上の総合医療特約の特約保険金のところに※2という注がついておりますが、入院中の手術保険金については、下のブルーの従来商品の場合は、入院日額の20倍お支払いするのですが、この引受基準緩和型商品については、入院日額の10倍に支払いを抑えさせていただきます。

また、下段の死亡保険金のところに※3という注がついておりますが、下の従来型商品では、重度障害にかかる保障を取り扱っておりますが、上の方の引受基準緩和型商品では、重度障害にかかる保障は行わないという取扱いにさせていただきます。

次に、右側の方の表でございますけれども、引受基準緩和型商品につきましては、基本契約として、終身保険と養老保険を創設いたします。

加入年齢、保険期間は御覧のとおりでございますが、特に特徴は、体調が悪化してこられる可能性の高い、40歳以上の方を加入の対象としているという点でございます。

次に付加可能な特約でございますが、特約につきましては、この商品に付加する専用の引受基準緩和型総合医療特約のみとなります。

次に、基本契約と特約の保険金額の比でございます。

従来商品の場合は、1対1以下という取扱いになっておりましたが、今回は、1対5以下とする仕組みを導入したいと考えております。

次のページを御覧ください。

付加可能な特約保険金額の詳細を、こちらの方に書かせていただいておりますが、一つの○、引受基準緩和型商品では、従来の保険商品と比較して、保険料が割増された商品になるため、既存商品で加入できなかったお客様が、支払可能な保険料の範囲で、必要な保障額を設定できる仕組みを御用意する必要がございます。

この資料の中の右下のブルーの部分の絵を御覧いただきたいのですが、これは、従来型の健康なお客様向けの商品である、5倍型終身保険という商品でございます。

これは、一番右下の段がついている濃い青のところでございますけれども、500万円の基本保険金額の保険を途中から保障額を100万円に減らすことにより、保険料を低く抑えたプランとなっております。

これに、その上の特約保険金額500万円、入院日額7,500円を付加して2万9,500円の保険料となっておりますが、この商品に申し込んでいただいたお客様が、健康上の理由で御加入できない場合は、引受基準緩和型商品の御案内をすることになります。

しかし、今回の引受基準緩和型商品には、技術的な関係から、右下のような倍型の商品の取扱いを行えませんので、保険料を大きく上げずに、お客様ニーズを満たすための仕組みが必要となります。

そこで、今回、新たな取扱いとして、今の図の右上の図でございますけれども、100万円の基本保険金額に500万円の特約保険金額、入院日額7,500円をつけられるという取扱い、基本保険金額の1に対して、特約保険金額を5まで設定できる取扱いを、今回、設けたいというものでございます。

次のページを御覧ください。

本商品の実施態勢でございます。

当社におきましては、現在、糖尿病、高血圧、がんに限定して引受基準を緩和しました養老保険を、今、取り扱っておりますが、非常に限定的な取扱いではございますが、リスクの高い被保険者の引受態勢は、既に整備されているところでございます。

しかし、今回の引受基準緩和型商品では、保険の種類も増え、また、新しい仕組みも加わっておりますので、商品特性を、お客様に十分御理解いただく必要があります。

具体的には、まず、引受基準緩和型商品は、保険料が従来の商品に比べて割増しされている商品であること。

また、加入後1年間は保険金額を半額とするなどの保障内容を制限していること。

三番目としましては、健康なお客様は、保険料が割安な従来商品にお申し込みいただける場合があることなどをしっかり説明する必要があると考えております。

そこで、従来以上に当社支店・郵便局に対する研修・指導を行うとともに、募集資料についても、上記の内容を記載したものを作成し、お客様に御説明をしていくこととなります。

当初意向の把握から商品の提案、契約概要の説明では、引受基準緩和型商品の商品特性を従来商品と比較したこの商品専用の資料の御提示を行います。そして、注意喚起情報の説明、最終意向確認と進みまして、最終の申込み受理までプロセスを適切に実施・管理できるような態勢を整えたいと考えております。

また、契約の成立後には、募集当事者以外の適切な者が電話によるお客様への確認を行い、適切なプロセスを経ているかどうか複層的な確認を行う仕組みも導入する予定でございます。

引受基準緩和型商品の御説明については、以上でございます。

次に、先進医療特約の説明をさせていただきます。

全額自己負担となります、先進医療の技術料負担に備えたいというお客様ニーズにお応えするため、先進医療特約を創設いたします。

左側の仕組図を御覧ください。

この仕組図では、総合医療特約を付加した終身保険に、先進医療特約を付加した例を示しております。

左上の吹出しにありますとおり、先進医療特約は、総合医療特約を付加した基本契約にのみ付加できる特約としております。

次に右側の表を御覧ください。

まず、保険期間でございますが、先進医療制度は、随時見直しが行われる制度でございますので、保険料の変更権を確保するため、10年ごとに更新する商品としております。

また、保険期間の上限は95歳、保険料の払込期間は、全保険期間としております。

次に、支払金額についてでございますが、支払金額は、先進医療にかかる技術料と同額

をお支払いすることとしております。

ただし、通算で300万円を限度とする取扱いにします。

また、技術料が1万円未満の小さな治療については、1万円を定額で支払うこととしております。

次に特約保険金額でございますが、金額は一律300万円といたしまして、先進医療特約は、総合医療特約と同じ区分の加入限度額、1,000万円の範囲内で管理することとなります。

左下の保障の例を御覧ください。

これは、具体的な保険金の支払いの例を示したものでございますが、白内障の治療に多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術、この場合には、平均技術料が58万円でございますので、この場合は、技術料と同額となります58万円をお支払いします。

また、一番下の重粒子線治療の場合には、技術料が315万円と300万円を超える形になりますので、これについては、限度額の300万円をお支払いするという形になります。

上の表に戻っていただきまして、最後に月額保険料でございますが、月額保険料は、性・年齢別に70円から320円程度と、非常に少額な保険料となっております。

次のページを御覧ください。

次に、先進医療制度の概要と、私どもの商品の保障のイメージでございます。

御承知のとおり、先進医療と申しますのは、厚生労働大臣が定める公的医療保険の給付対象にするかどうかを評価する段階にある医療技術でございますが、現在、93種類が対象となっております。

下の図を御覧ください。

これは、入院されて先進医療を受療した場合の例を示しておりますが、これにかかる医療費総額、お客様負担額、これに対応する当社の保障内容をお示ししております。

まず、医療費の総額でございますが、先進医療にかかる技術料と、公的医療保険制度から給付対象となる医療費の合計となります。

この中で、お客様の負担額は、先進医療にかかる技術料は全額自己負担となりますが、これに対して、私どもの先進医療特約から先進医療保険金を支払いまして、通算300万円まで、この費用をカバーすることとなります。

また、公的医療保険からの給付のところの自己負担部分、このケースは3割負担のケースとしておりますが、この部分につきましては、ベースとなっております、総合医療特約から支払われる入院保険金、手術保険金等でカバーしていただくことが可能となります。

次に、8ページを御覧ください。

先進医療特約の実施態勢についてでございます。先進医療特約につきましても、従来の保険商品にはない新しい取扱いがございますので、お客様に誤認を与えないことが大切であると考えております。

具体的には、一番目として、先進医療特約は技術料と同額、通算で300万円まで、技術料が1万円未満の場合は、1万円の定額を支払うということ。

また、二番目としましては、契約者配当金・解約返戻金がないこと。

三番目として、更新しないという申し出がない限り自動更新となる商品であること。

四番目、更新後の保険料は、更新日時点での年齢・保険料率によって改めて算出されること。

最後、五番目としまして、最終的に先進医療特約のみの特約の払込みとなった場合には、次回の更新時、または保険期間の満了時までの期間分の特約保険料を一括して前納していただく必要があること等を適切に説明することとしております。

また、お客様に適切な説明をより丁寧に行っていくため、募集資料等についても、上記の内容を記載した上で「当初意向の把握」から最終の「申込みの受理」までプロセスを適切に実施・管理する態勢を突き詰めていきたいと考えております。

最後となりますが、当社といたしましては、ただいま御説明させていただきました引受基準緩和型商品と先進医療特約の創設が利用者の利便性の向上につながり、また、当社の収益確保による経営の安定化の観点から必要なものと考えております。

皆様の御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

説明は、以上でございます。ありがとうございました。

○岩田委員長

どうも御説明ありがとうございました。

それでは、質疑に入りたいと思います。

ただいまの御説明に対しまして、御質問等がございましたら、どうぞ、どなたからでも結構です。

それでは、老川委員、どうぞ。

○老川委員

どうも御説明ありがとうございました。

一つ伺いたいことは、引受基準緩和型商品について、例えば、3年以上前に治療を受けて、その後、病気は発症していないけれども、再発防止のために年に1回とか、あるいは半年に1回、定期的に検査をしているという場合は、どうなのですか。

○穴戸商品開発部長

その場合は、医師の診察を過去3年以内に、再発防止のために受けた形になりますので、御加入はいただけない形になります。過去3年より前に病気が治った方は入れますけれども、その後も、その病気に関してお医者さんの診察を受けている場合は、がん、肝硬変、認知症の3つの病気に限ってでございますけれども、御加入はお断りする形になります。

○老川委員

つまり、5年前、6年前にがんの手術をして、それが完治していると。ただ、用心のために検査をしていると、やはり加入できないということなのですか。

○穴戸商品開発部長

そうですね。

○岩田委員長

ほかに御質問は、いかがでしょうか。

どうぞ。

○三村委員

商品として大変必要性もあるし、いい商品だと思うのですが、引受基準緩和型商品というようなネーミングは、期待値が上がってしまうと思うのですが、こういうネーミングでいくのですか。最近、保険会社で、いろいろコマーシャルされていらっしゃるから、関心は高まっていると思うのですがけれども、これをかんぽ生命保険でお売りになるときは、例えば、どのような商品名でいくのか、あるいは説明性を高めた用語とか表現とか、そのあたりはいかがなのでしょう。

○内木場常務執行役

ネーミングは必要だと思っております。

今後、具体的に販売が認可されまして、販売する場合には、具体的なネーミングを御用意しようということで検討をさせていただきたいと思っております。

○加藤常務執行役

例えば、先ほど説明しました、従来売っていた、糖尿病、高血圧、がんを対象に引受条件を緩和している養老保険は、一病壮健プランというペットネームを付けています。おっしゃるように、引受基準緩和型といっても何がどう違うのかがわかりにくいので、少しそこをキャッチーに説明というか、イメージしていただけるようなペットネームといたしますか、それが必要だと思っております。他社では、少し入りやすいというようなイメージを持っていただくようなペットネームというのを各社さんも工夫して、余り誤解を与えるのはよくないのでけれども、つけていらっしゃるのです、我々の方も、そこは検討していきたいと考えております。

○岩田委員長

よろしいですか。

ほかには、どうぞ。

○米澤委員長代理

どうもありがとうございます。

他社は、引受基準緩和型については、いろいろなところが取り扱っているという説明があったのですが、先進医療特約についても、随分、ほかがり扱っているという理解でよろしいのでしょうか。

その場合に、かんぽ生命保険が、今度、提供するにあたり、何が強みなのか、さもなければ、単なる後追いなのか、その辺のところをざっくばらんにお話しいただければと思います。

○内木場常務執行役

先進医療特約を取り扱っている会社、当社で調べたところだと、医療保障を取り扱っ

ている会社がプラスアルファで先進医療特約を提供しているケースがございますが、医療保障を取り扱っている会社30社のうち28社は、先進医療保障を取り扱っておりますので、非常に一般的な商品だと言えます。

また、給付の内容につきましては、他社と比較して特段大きく特徴のあるものではないので、正直、後追いの商品ということでございます。

○岩田委員長

私の方から、細かいことを少しお伺いしたいのですけれども、一つは、先進医療特約ですね。最後のページで、先進医療特約は、被保険者1人当たり1件のみの加入とすると、確かに1人につき1件でいいと思うのですが、逆に言うと、ほかの商品は複数申し込まれている方は、どのくらいおいでになるのですか。終身保険とか、養老保険とか複数、銀行だって、いろいろなところに銀行口座を置く方もいるでしょうから、あってもおかしくはないと思いますが、現実には、どんな姿なのでしょう。

○穴戸商品開発部長

お申込みの件数は、平均いたしますと、お一人様当たり1.5件程度になります。

○岩田委員長

そんなにあるのですか。

○穴戸商品開発部長

はい。

○岩田委員長

そうですか、わかりました。

もう一つは、人生100年時代と言われていて、今度のカバーする、例えば、先進医療特約ですと、95歳までということですかね。それから、あと、引受基準緩和型を見ると、終身保険は85歳まで、養老保険は80歳までとなっているのですが、これで、皆さん100歳まで生きるようになると、まだ15年ぐらいあって、先進医療特約の場合でも95歳、いいのかもしれませんが、そこは何か御検討はされておられますか。

つまり、あまり年をとると、認知症の問題も出てきて加入が難しいとか、何かそういうことはございますか。

○内木場常務執行役

今、一旦、これで95歳までとさせていただいておりますのは、これのベースになっている総合医療特約の保険料払込期間の上限が95歳まででございますので、それに合わせた形で、一旦95歳とさせていただいております。

終身保険、医療保険、さらには先進医療特約等の加入年齢等の上限でございますけれども、その引き上げについては、お客様のニーズ等を踏まえて検討していきたいと思いますが、高齢になると、保険料がどんどん上がってきってしまう傾向がございますので、お客様のニーズと保険料の兼ね合いで、必要性について検討していきたいと思っております。

○岩田委員長

わかりました。

ほかには、御質問等ございますか。

どうぞ。

○老川委員

先ほどのネーミングのことですが、かなり緩和されている面と、さはさりながら、かなり厳しい面もありますので、余り過大な期待を与えないようにした方がいいのではないのかなと思うのです。

というのは、さっき質問したことと重なるのですが、やはり、大病にならないように、事前に定期検診をやっている方というのは、かなりいると思うのです。

これでいくと、3年間にわたって内視鏡の検査も1回も受けたことがないという者でないと、これは加入できないわけで、そうすると、かなりの人が除外されてしまうのではないかなと思います。一般の生保の場合、告知内容は、過去5年以内に、こういう病気を手術をしたことがありますかと、それで「はい」「いいえ」だけだったような気がするのだけれども、そうすると、そっちでは認められても、こっちでは認められないと、こういうことにもなるのかなと思いますので、かなり制約もあるということは、ちゃんとわかるようにしていただいた方が、トラブルにならないのではないかと思います。

以上です。

○内木場常務執行役

承知しました。

今、お話がありましたように、保障内容が一部制限されているものであるとか、加入にあたっては、お引き受けできない場合もございますので、そこについては、適切な説明をしていく態勢をとってまいりたいと考えます。

○岩田委員長

ほかに、御質問はございますか。よろしいですか。

それでは、特段の御質問等がなければ、質疑を終えたいと思います。

かんぽ生命保険の皆様、本日は、ありがとうございました。

○内木場常務執行役

ありがとうございました。

○岩田委員長

なお、本日、御説明を伺ったかんぽ生命保険の新規業務の件につきましては、事務局において10月18日から11月8日までの間、いわゆるパブリックコメントを行っておりますので、御紹介いたします。

以上で、本日の議題は終了といたします。

事務局から、何かございますか。

○北林事務局次長

次回の郵政民営化委員会ですけれども、開催につきましては、別途御連絡をさせていただ

だきますので、よろしく申し上げます。

○岩田委員長

それでは、以上をもちまして、本日の「郵政民営化委員会」を閉会いたします。

なお、この後、私から記者会見を行うこととしています。

本日は、どうもありがとうございました。